

4生福第2237号  
令和4年7月29日

高齢者施設・事業所等管理者様

福島県保健福祉部長  
(公印省略)

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限  
並びに積極的疫学調査の実施方針について(通知)

新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、皆様の格段の御理解と御尽力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から通知(「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について(令和4年3月16日付け事務連絡、令和4年7月22日一部改正)がありました。

つきましては、別添厚生労働省通知及び本通知について御理解いただき、貴施設・事業所等における適切な対応に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

## 1 別添厚生労働省通知の概要

- (1) オミクロン株については、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所機能及び社会経済活動への影響が非常に大きい。
- (2) 一方で、高齢者は若年者と比べて重症化する可能性が高いことから、高齢者等への感染が急速に拡大すると重傷者数が増加し、医療提供体制の逼迫につながるおそれがある。
- (3) そのため、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合は、重症化リスクの高い方が入所している高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施する。

## 2 改正への対応ポイント(詳細は別添厚生労働省通知も御参照ください)

### (1) 濃厚接触者の待機期間について

- (ア) 濃厚接触者の待機期間は最終曝露日(感染者との最終接触等)から原則5日間となり、6日目に解除されます。
- (イ) 社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、3日目から解除が可能となります。
- (ウ) 上記(ア)又は(イ)の場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行ってください。加えて、高齢者や基礎疾患を有する方など感染した場合に重症化リスクが高い方と接触することや、ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関へ不要不急の訪問をすること、感染リスクの高い場所の利用や会食等をするのを避けるとともに、マスクを適切に着用すること等の感染対策をお願いします。

(2) 発生届に基づく保健所の対応（健康観察の簡略化・迅速化）

(ア) 医療機関から提出された発生届により、65歳以上の方及び65歳未満の重症化リスクのある方に対しては、これまでと同様に保健所から初回の電話連絡を行います。その後の健康観察は、「保健所」または県が健康観察を委託する「福島県フォローアップセンター」が実施します。

(イ) (ア)以外の方(職員など)については、福島県フォローアップセンターからショートメッセージ等により連絡し、療養中の相談先として福島県フォローアップセンターの連絡先をお伝えします。療養中に体調が悪化された時には、福島県フォローアップセンターに直接御相談ください。

(3) ハイリスク施設における職員及び入所者の感染の報告について

保健所による積極的疫学調査や健康観察を、65歳以上の方及び65歳未満の重症化リスクのある方に重点化することに伴い、施設等職員及び入所者の感染状況を保健所が把握することが困難となります。

そのため、ハイリスク者<sup>\*1</sup>が多数入所するハイリスク施設<sup>\*2</sup>におかれては、職員や入所者の別を問わず、感染者が1名以上発生した場合には管轄保健所へ連絡するようお願いいたします。

また、その後の対応については保健所からの指示に従ってください。

なお、職員が施設内感染の外で感染した場合であって、感染可能期間に出勤をしていない場合には管轄保健所への連絡は不要です。

※1ハイリスク者：高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方。

※2ハイリスク施設：ハイリスク者が多く入所する高齢者・障害児者施設や医療機関。高齢者施設については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所となります。

(4) ハイリスク施設以外における感染の報告について

ハイリスク施設以外の事業所における感染への対応については、別添の厚生労働省通知P4の「(2) 事業所等((3)及び(4)の施設を除く)で感染者が発生した場合」のとおりとなりますので御確認ください。

ただし、ハイリスク施設以外の同一事業所内で5名以上の陽性者(職員であるか、利用者であるかを問わない)が確認された場合には、管轄保健所へ連絡するようお願いいたします。(陽性者が5名未満であっても感染対策の相談がある場合などは、管轄保健所に御連絡ください。)

(5) 療養・待機期間終了時の取扱いについて

(ア) 定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することといたしますので、保健所から改めて連絡することはありません。

(イ) 就業制限を行わないことについて、陽性者から協力を得られる場合、保健所は感染症法第18条に基づく就業制限を行いません。

(6) 療養証明書の発行について

(ア) My-HER-SYSでの電子版療養証明書を利用いただくことを基本といたします。

(イ) My-HER-SYSで療養証明書を発行できない、または発行できても証明書として利用できない方については、保健所において「宿泊・自宅療養証明書」を発行します。

(事務担当 高齢福祉課 電話024-521-7163、7164、7165)